

表6 ジーエス・ユアサ指定化学物質管理リスト

ジーエス・ユアサ GY	物質群	物質名	CAS No.	化学物質ランク			国内法		海外法		JGPSSI物質群No	ガイドライン要求事項	備考(適用除外項目等)
				禁止物質ランクS	禁止物質ランクA	管理物質ランクB	該当法令 (化学審法第1種特定化学物質、 安衛法第55条製造禁止物質、 オゾン層保護法、PRTR法、 毒劇物取締法、消防法)	該当法令 (RoHS指令(2002/95/EC)、 ELV指令(2000/53/EC)、 モニタリング規定書、 ドイツ化学製品禁止規則、 EU有害物質規制(76/769/EEC)、 独イオキシン指令、 独日用品規制、EU電池指令(91/157/EEC)、 化学物質規制(477/97/EC)、 EU包装および包装廃棄物に関する指令、 独化学製品禁止規則、 WEEE指令(2002/96/EC))	該当法令 (RoHS指令(2002/95/EC)、 ELV指令(2000/53/EC)、 モニタリング規定書、 ドイツ化学製品禁止規則、 EU有害物質規制(76/769/EEC)、 独イオキシン指令、 独日用品規制、EU電池指令(91/157/EEC)、 化学物質規制(477/97/EC)、 EU包装および包装廃棄物に関する指令、 独化学製品禁止規則、 WEEE指令(2002/96/EC))				
							用途限定及び閾値	用途限定及び閾値					
1	ポリ塩化ビフェニール(PCB)類	ポリ塩化ビフェニール(PCB) ポリ塩化タフェニール(PCT)	1336-36-3 61788-33-8						50mg/kg以下、調剤、製品	B05	意図的な使用を禁止 同上		
2	アスベスト類	アモサイト クロソライト クリソタイル	12172-73-5 12001-28-4 1332-21-4						0.1wt%以下、調剤および調剤、物質を含む製品 意図的に添加された製品の使用禁止	C01	0.1wt%を超える使用を禁止 同上 同上		
3	特定有機スズ化合物	ジブチルスズ水酸化ホウ素 ビス(トリブチルスズ)オキサイド	75113-37-0 56-35-9					0.1wt%以下、防微剤、防腐剤、塗料		A17	同上		
4	短鎖型塩化パラフィン(C10-C13)	短鎖型塩化パラフィン(C10-C13)	85535-84-8						意図的な使用を禁止	B09	意図的な使用を禁止		
5	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料	4-アミノフェニル等	92-67-1等						(特定アミンとして)30mg/kg(30ppm)未満、皮膚に接触する目的の着色されている日用品	C02	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性があるもの(特定アミンとして)30mg/kg(0.003wt%)以上で使用を禁止		
6	特定のアミン化合物	4-アミノフェニル等	92-67-1等						0.1wt%(76/769ECC)を超える調剤中への含有禁止		ゴム製品、インキ、染料(0.1wt%を超えるもの)で使用を禁止		
7	ポリ塩化ナフレン(塩素数が3以上の物質)	トリクロロナフレン等	1321-65-9等						意図的な使用を禁止 皮膚に接触する目的の着色されている日用品(30mg/kg以上含有)	B06	意図的な使用を禁止		
8	ガリウムおよびその化合物	ガリウム等	7440-43-9等					規定量(1t)以上取扱う、法で定められた化学物質の排出・移動量の把握と届出	ガリウムの樹脂、塗料、インキなどの含有許容濃度は75ppm(0.0075wt%)以下とする。但し、ガリウムメッキは使用禁止とする。100ppm以下(包装材およびその包装材部分に含まれるガリウム)	A05	・プラスチック(ゴム・フィルムを含む)に用いられる安定剤・顔料・染料、塗料、インキ(75ppm(0.0075wt%)を超えるもの)。 ・メッキ(高信頼性が要求される電気接点のメッキは除く)。 ・包装材(100ppm(0.01wt%)を超えるもの)。 ・使用を禁止 適用除外に示す用途以外のすべての用途で禁止(電池の場合は分離可能なものに限る)。 高信頼性が要求される電気接点のメッキで代替のないもの、電池材料としての用途	適用除外:高信頼性が要求される電気接点のメッキで代替のないもの、電池材料としての用途(欧州電池指令91/157/EECによる)	
9	鉛およびその化合物	鉛等	7439-92-1等					同上	100ppm以下(包装材およびその包装材部分に含まれる鉛)	A09	塗料、包装材(100ppm(0.01wt%)を超えるもの)で使用を禁止 適用除外に示す用途以外のすべての用途で禁止(電池の場合は分離可能なものに限る)。	適用除外:高融点はんだの中の鉛(鉛を85%を超えて含有する鉛/鉛はんだ合金)、電子セラミックス部品の鉛(圧電素子、セラミックス電材材料など)、陰極線管、電子部品および蛍光管のガラスの中に含まれる鉛、合金成分として下記含有濃度以下の合金(銅材0.35wt%未満、アルミニウム合金0.4wt%未満、銅合金4wt%未満)、電池材料としての用途(欧州電池指令91/157/EECによる) 規制対象の用途でRoHS指令対応でない製品等(国内向け等)顧客により要求があるもの	
10	六価クロム化合物	重クロム酸ナトリウム等	10588-01-9等					同上	100ppm以下(包装材およびその包装材部分に含まれる六価クロム)	A07	包装材(100ppm(0.01wt%)を超えるもの)で使用を禁止 防錆処理(ボルト、ナット、ビスなど)・塗料・インキすべての用途 適用除外に示す用途以外のすべての用途で禁止(電池の場合は分離可能なものに限る)。 電池材料としての用途、規制対象の用途でRoHS指令対応でない製品等(国内向け等)顧客により要求があるもの	適用除外:電池材料としての用途(欧州電池指令91/157/EECによる)、規制対象の用途でRoHS指令対応でない製品等(国内向け等)顧客により要求があるもの	
11	水銀およびその化合物	水銀等	7439-97-6等					同上	100ppm以下(包装材およびその包装材部分に含まれる水銀)	A10	包装材(100ppm(0.01wt%)を超えるもの)で使用を禁止 適用除外に示す用途以外のすべての用途で禁止(電池の場合は分離可能なものに限る)。 RoHS指令付属書に特に定められていないその他のラジエーション機器(照明機器、蛍光管等)に含まれる水銀、電池材料としての用途	適用除外:RoHS指令付属書に特に定められていないその他のラジエーション機器(照明機器、蛍光管等)に含まれる水銀、電池材料としての用途(欧州電池指令91/157/EECによる)	
12	オゾン層破壊物質	CFC類、HFC類、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、HBFC類 類禁止物質を除く(HCFC類等)	76-13-1等 127564-92-5等						意図的な使用を禁止	C04	意図的な使用を禁止		
13	特定臭素系難燃剤(PBB)	ポリプロモビフェニル類	59536-65-1						0.1wt%を超える物質、混合物、部品、製品で使用を禁止	B02	0.1wt%を超える物質、混合物、部品、製品で使用を禁止		
14	特定臭素系難燃剤(PBDE)	ハロゲン臭素化フェニルエーテル派生物等	32534-81-9等						同上	B02,B03	同上		
15	特定臭素系難燃剤	オクタ臭素化フェニルエーテル派生物等	32536-52-0等						同上		同上		
16	特定臭素系難燃剤	テトラ臭素化フェニルエーテル派生物等	1163-19-5等						同上		同上		
17	特定臭素系難燃剤を除く(非特定臭素系難燃剤)	3,5,3',5'-テトラブロモフェニル等	79-94-7等					規定量(1t)以上取扱う、法で定められた化学物質の排出・移動量の把握と届出		B08	同上		
18	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド	50-00-0						意図的な使用を禁止。EUの地域向け製品については、表1の法規制値又は0.3mg/L(JIS:デシケート法)以下で使用可能。		意図的な使用を禁止。EUの地域向け製品については、表1の法規制値又は0.3mg/L(JIS:デシケート法)以下で使用可能。		
19	ポリ塩化ビニル(PVC)およびその混合物	ポリ塩化ビニル(PVC)	9002-86-2等							B07	適用除外に示す用途以外のPVCおよびその混合物、電源コード、ケーブル、絶縁板、機内配線用ビニル電線、ケーブル、絶縁テープ等の適用除外に示す用途で顧客により要求があるもの。	適用除外:電池構成部品としての用途(二輪用電池の排気パイプ、シール管、リード線、四輪用電池の密封用ビニルテープ、E8電池のスペーサ、産業用電池のリード線被覆(電源コード)、スペーサ及び端子カバー、アルカリ電池のセパレータ、端子カバー、接続板カバー、スペーサ、電池カバー)・電源装置のケーブル(電線)被覆、絶縁材料	
20	アンチモンおよびその化合物(合金を含む)	アンチモン等	7440-36-0等					規定量(1t)以上取扱う、法で定められた化学物質の排出・移動量の把握と届出		A01	0.1wt%を超える		
21	磁素およびその化合物(合金を含む)	磁素等	7440-38-2等					同上		A02	同上		
22	ヘリウムおよびその化合物(合金を含む)	ヘリウム	7440-41-7等					同上		A03	同上		
23	ヒマスおよびその化合物(合金を含む)	ヒマス等	7440-69-9等					同上		A04	同上		
24	ニッケルおよびその化合物(合金を含む)	ニッケル等	7440-02-0等					同上		A11	同上		
25	セレンおよびその化合物(合金を含む)	セレン等	7782-49-2等					同上		A13	同上		
26	マグネシウム(合金を含む)	マグネシウム等	7439-95-4等					同上		A16	同上		
27	有機スズ化合物(鉛以外の物質を除く)	塩化トリブチルスズ等	639-58-7等					同上		A18	同上		
28	放射性物質	トリウム	7440-29-1					同上		C06	意図的な使用		
29	フタル酸エステル類	フタル酸ジ-N-ブチル等	84-74-2等					同上		C05	0.1wt%を超える		
30	銅およびその化合物	銅等	7440-50-8等					同上		D01	同上		
31	金およびその化合物	金等	7440-57-5等					同上		D02	意図的な使用		
32	バリウムおよびその化合物	バリウム等	7440-05-3等					同上		D03	同上		
33	銀およびその化合物	銀等	7440-22-4等					同上		D04	同上		